

株式の DCF 法評価額を巡る寄附金課税否定事例（東京地判令和 7 年 5 月 28 日） – 海外子会社株式の譲渡価額と課税庁の算定した DCF 法に基づく評価額との差額について国外 関連者寄附金とした課税処分を否定した最新裁判例について –

ビジネス・タックス・ローニュースレター

2025 年 8 月 27 日号

執筆者:

伊藤 剛志

t.ito@nishimura.com

泉谷 和樹

k.izutani@nishimura.com

I はじめに

東京地方裁判所は、令和 7 年 5 月 28 日、グループ内の組織再編に伴い、グループ会社間で行われた海外子会社株式譲渡に係る譲渡価額と課税庁の算定した DCF 法に基づく評価額との差額について国外関連者寄附金とした課税処分を取り消す判決（以下「**本判決**」といいます。）を下しました。本判決は、法人税法上の株式の時価について、その DCF 法の評価内容自体を争った初の裁判例です。平成 31 年度税制改正における移転価格税制における独立企業間価格の算定方法として DCF 法が導入されて数年が経過しましたが、法人税法上の時価や独立企業間価格の算定における今後の課税庁の DCF 法の執行スタンスを図る上での裁判例として、実務上、注目に値するものです。そこで、本ニュースレターでは、本判決の概要を短くまとめてお伝えします。

II 事案の概要

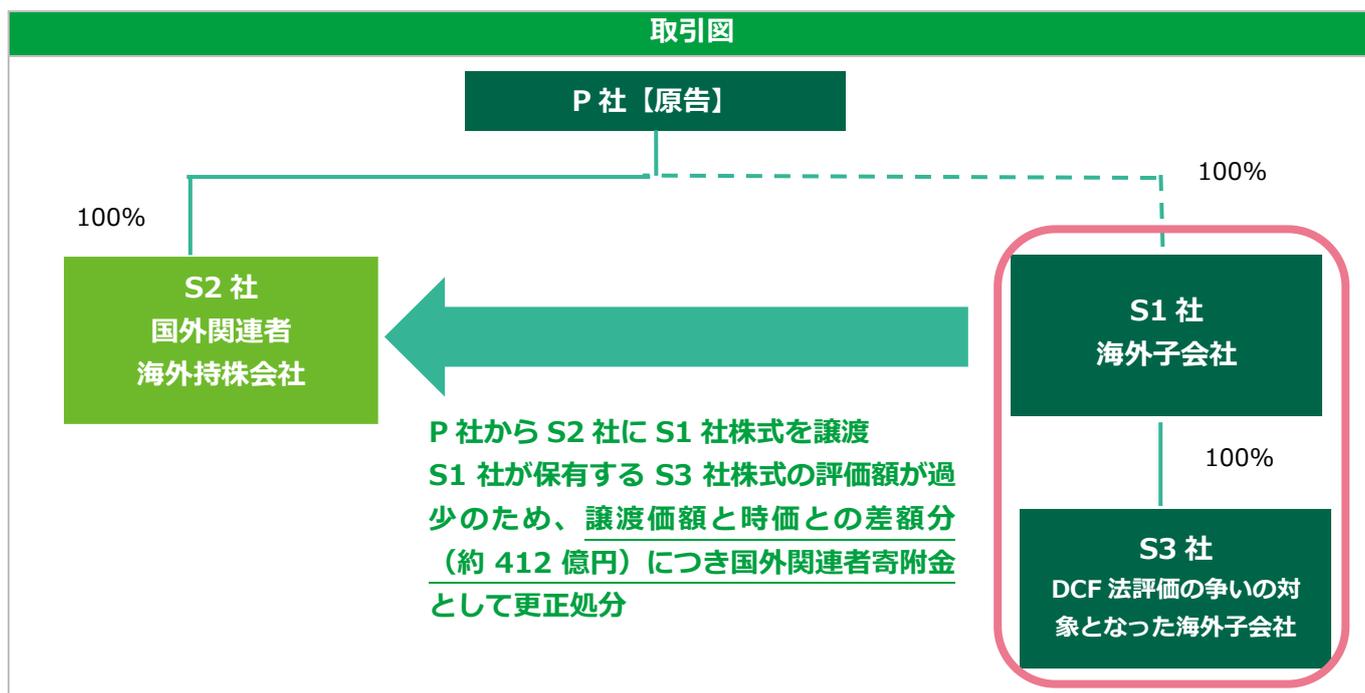
1. グループ内組織再編に伴う海外子会社株式譲渡と課税処分

本件の原告 P 社は、国内外に子会社及び関係会社を有する企業グループの親法人であるところ、P 社は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの連結事業年度において、海外持株体制の再編に伴い、P 社が保有する海外子会社 S1 社の全株式を、P 社の別の海外子会社（海外持株会社）である S2 社に対し譲渡しました。

なお、P 社は、第三者の企業価値評価の専門評価機関に S1 社株式の評価を委託したところ、その評価機関は、S1 社の保有資産のうち、S3 社株式や一部の事業の評価額を DCF 法に基づき算定しました。

そして、P 社は、その S1 社株式の評価額を譲渡価額とし、法人税法（平成 30 年法律第 7 号による改正前のもの。以下同じです。）61 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「譲渡に係る対価の額」であるとして、本連結事業年度の確定申告を行いました。

これに対して、所轄税務署長は、DCF 法に基づき算定された S3 社の株式の評価に誤りがあり、当該譲渡価額が適正な評価額より過少であることから、その差額は有価証券譲渡利益額として益金に算入される上、これが租税特別措置法（平成 31 年法律第 6 号による改正前のもの。以下同じです。）68 条の 88 第 1 項に規定する国外関連者に対する寄附金に該当するため同条第 3 項によりその全額が損金不算入であるとして、増額更正処分を行いました（次図参照）。



2. S1 社株式の譲渡価額と課税庁が算定した評価額の概要

(1) S1 社株式の譲渡価額の概要

P 社は、S2 社に対して S1 社株式を譲渡するに当たり、S1 社株式の評価を第三者の企業価値評価の専門評価機関（A 社）に委託し、A 社からその株式評価に関する報告書を受領の上、その報告書における評価額を本件の譲渡価額として S2 社に対し譲渡しました。

A 社は、S1 社株式を評価するに当たり、S1 社が保有する S3 社株式の評価額について平成 28 年 12 月 31 日を基準日として DCF 法に基づき算定しました。その DCF 法の評価において、S3 社が有する非事業用資産である余剰現預金について、S3 社が有する現預金残高のうち、偶発債務相当額と、S3 社が評価基準日後の平成 29 年 1 月から同年 3 月までに行った他社への出資金額の合計額と算定し、DCF 法により算定された事業価値に非事業用資産としてこの合計額を加算しました¹。

P 社は、S1 社株式について上記の譲渡価額に基づき算定された有価証券譲渡益を法人税法 61 条の 2 第 1 項の譲渡利益額として、確定申告を行いました。

S1 社株式の譲渡に関する具体的な時系列は次のとおりです。

時系列	
H28.9 末頃	外国子会社の持株機能を S2 社に統合するため、P 社が S1 社株式を S2 社に譲渡することを計画。
H28.10.6	P 社は、S1 社株式の評価を第三者の専門評価機関（A 社）に委託。
H29.3.9	A 社が P 社に対して株式価値評価に関する報告書により評価結果を報告。

¹ S3 社株式の算定に用いられた DCF 法は、いわゆる将来のフリー・キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた総和（事業価値）に非事業用資産の価値を加算し、負債の時価を減算して企業価値を算出する方法です。

	A社は、S1社が保有するS3社株式の評価額をDCF法により算定し、その評価において、S3社の非事業用資産である余剰現預金を偶発債務相当額と評価基準日後の他社への出資金額の合計額と評価。
H29.3.16	P社は、S2社との間で株式譲渡契約を締結し、S2社に対しS1社株式を上記評価報告書の評価額で譲渡。
H29.7.21	P社は、上記S1社株式の譲渡価額に基づき譲渡利益額を確定申告。

(2) 課税庁が算定した評価額の概要

これに対し、課税庁は、平成30年9月11日、S1社が保有するS3社株式の評価に誤りがあり、S1社株式の譲渡価額が適正な評価額より過少であり、その差額が国外関連者寄附金に該当するとして増額更正処分を行いました。

具体的には、S3社株式の評価における非事業用資産である余剰現預金の金額は、S3社の保有現預金のうち、現金及び当座預金合計の事業用現預金を除いたもの、すなわち、S3社がP社グループ内に預け入れたCMS預け金の全額であるとして、P社が算定した余剰現預金額との差額が過少に評価されているというものです。そして、その結果、その差額の約412億円²についてS1社株式の譲渡利益額が過少となっており、これはS2社に対する寄附金の額に該当するとして、課税処分を行ったものです。

ここで、CMSとは、一般に企業グループ内において、親会社や金融子会社に設けた専用口座においてグループ全体の資金を一元的に管理・運用するシステムですが、P社グループでは、P社グループ全体の資金を一元管理するため、P社グループ内にて管理をする海外各地域に財務拠点会社を置いており、S3社も含めP社グループ各企業の預金は所属する地域の財務拠点会社に開設した専用口座に日々集約され、そこからさらにP社グループ全体の資金を一元管理するグローバル財務拠点に日々集約されていました。そして、S3社はこのCMSの預け金として、①普通預金、②短期の定期預金、③円建て外貨預金を評価基準日において保有していました。

本件は、課税庁がCMS預け金全額をS3社の余剰現預金であると認定し、非事業用資産としてDCF法の評価額に加算したS3社株式の評価に基づいて算定されたS1社株式の譲渡利益額の妥当性が争われたものです（争点1）。

なお、S1社株式の評価額については、S1社が保有するS3社株式のDCF法に基づく評価に際し、S3社の事業用現預金及び非事業用資産である余剰現預金の額のみが争いとなり、その他のDCF法の評価内容については争われていません。

また、もう1つの争点は、移転価格税制（措置法66条の88第1項）を適用せずに国外関連者寄附金課税を適用した点について法令の適用誤りがあるか否か（移転価格税制を優先的に適用すべきか否か）です（争点2）。

3. 大阪国税不服審判所の裁決

本件においては、令和3年3月25日付けで大阪国税不服審判所の裁決（以下「**本裁決**」といいます。）がなされているところ（大裁（法）令2第48号）、本裁決では、上記争点1につき、S3社の余剰現預金の

² パナソニック株式会社プレスリリース『大阪国税局から更正通知書の受領と当社の対応について』（2018年9月11日）
<https://news.panasonic.com/jp/press/data/2018/09/jn180911-2/jn180911-2-1.pdf>

評価において、P社の算定方法及び課税庁の算定方法双方の算定方法を否定しました。そして、S3社が保有するCMS預け金のうち、定期預金については、S3社の評価基準日を含む相当の期間にわたってS3社の事業に投下されることなく保持されていたことが明らかであることから、少なくともこの定期預金相当額については、S3社の事業を運営するために確保しておく必要のある現預金とはいえないことが客観的に裏付けられていると認定の上、不特定多数の当事者間における自由な取引を想定した場合、定期預金を余剰現金としてDCF法により算定した価額は交渉の中で形成し得たと認められるからこれに基づき算定した評価額と譲渡価額の差額は国外関連者寄附金に該当するとしてしました。

また、争点2については、措置法66の88第4項括弧書において、国外関連取引の対価の額と当該国外関連取引に係る独立企業間価格との差額から寄附金の額を除く旨が条文上明記されていることから、同条第3項（国外関連者寄附金課税）の適用を受けるものについては、同条第1項の移転価格税制は適用されないものと解されるとの判断を示しました。

したがって、本裁判により、課税庁の行った課税処分¹の国外関連者寄附金課税による増加所得金額約412億円のうち、本裁判による評価額と譲渡価額の差額相当額についてその処分の一部が取り消されました。

Ⅲ 判示の概要と若干のコメント

1. 法人税法61条の2第1項第1号の意義とDCF法の評価

争点1について、まず、裁判所は、法人税法22条第1項において、譲渡時における適正な価額よりも低い対価をもってする資産の低額譲渡の場合にも、この差額について益金の額に含まれるものと解するのが相当であると述べた上（最高裁平成6年（行ツ）第75号同7年12月19日第三小法廷判決・民集49巻10号3121頁）、法人税法61条の2第1項第1号の譲渡利益額又は譲渡損失額の構成要素である「有価証券の譲渡利益に係る対価の額」の意義について、以下のとおり判示しています。

「かかる規定が、有価証券の譲渡において認識すべき収益の額について、同法22条2項と異なる取扱いを行う趣旨で設けられたものとは解されないことからすると、同法61条の2第1項1号にいう「有価証券の譲渡利益に係る対価の額」とは、当該有価証券の譲渡時における適正な価額、すなわち時価をいうものと解すべきである。そして、時価とは、財産の客観的な交換価値をいい、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立すると認められる価額をいうものと解される」

そして、以上を前提に、上記時価の算定に当たってDCF法を用いたS3社株式の評価について以下のように述べ、S3社株式の評価において、DCF法を評価方法として採用することが適切であるとしています。

「継続企業の評価方法としては、企業が将来生み出すキャッシュ・フローを全て現在価値に割り戻して合計するDCF法が価値評価の手法として適しており、確かな根拠のある将来キャッシュ・フローが入手できる限りにおいてはDCF法が最も正確に企業価値を推定できる手法であるとされている」

この点に関し、P社はS1社株式及びS3社株式の上記時価の算定に当たって、連結納税基本通達2-3-4が準用する同通達4-1-5(4)の「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」により純資産価額方式に準じて評価すべきである旨、さらに、純資産価額方式に従ってS1社株式及びS3社株式

を評価した結果が、課税庁の評価額はもちろん、P社の譲渡価額よりも低いため、S1社株式の時価が課税庁の評価額又は本裁判による評価額であるとは認められない旨主張しました。

これについては、時価の算定に当たって、本通達に基づく純資産価額方式による評価額をいわば評価の最低ラインとして主張しつつ、時価の妥当性について税務当局との調査において議論するケースも実務上多いと思われるところです。しかしながら、後述のとおり、裁判所は、そもそも譲渡価額としてP社のDCF法により評価したS3社及びS1社の評価額が時価として合理性を有すると判断し、課税庁の処分を違法としたため、この点に関して裁判所は明示的に判断をしていません。

いずれにせよ、この判決も踏まえて、今後の税務調査において、特に収益性の高い継続企業の企業価値評価については、上記通達に基づく純資産価額方式による評価額だけでなく、DCF法による評価額に関する指摘が税務当局からなされることも想定されるのか、実務への影響を注視する必要があると考えられます³。

2. P社によるS3社株式の評価の合理性を肯定

(1) A社によるS3社の余剰現預金の額の算定過程の合理性

上記Ⅱ2(1)のとおり、P社は、A社の評価結果に基づきS3社が保有する非事業用資産である余剰現預金について、偶発債務相当額と評価基準日後に行った他社への出資金額の合計額と算定していました。裁判所は、この算定方法に至った経緯として、当初A社は、本件評価基準日を含む12か月間におけるS3社の現預金の月末残高推移を参照して月次の最低金額を事業用現預金の額とし、これを現預金の額から控除した金額を余剰現預金の額と算定したところ、P社から、S3社については長年にわたって高い収益力を有しており、保有する現預金残高が事業用現預金を超えて大きく積み上がっている可能性がある旨の説明を受け、さらに、上記の偶発債務相当額及び他社への出資金に係る情報がA社に提供されたことから、A社においてこれらの合計額を余剰現預金とみなすことができると判断した事実を認定の上、このA社の算定過程の合理性について以下のように判示しました。

「S3社の保有現預金の月末残高推移を参照する方法により事業用現預金の額を参照する方法により事業用現預金の額を推定した上で、S3社に係る個別具体的な事情を勘案して上記推定結果を調整し、余剰現預金の額を上方修正したものである。対象企業の過去の現預金残高の推移を分析して必要資金を推定する方法は、事業用現預金の額を推定する方法の一つとされている上、〔A社〕による上記のような算定過程に特段不合理な点は見当たらないから、〔A社〕による余剰現預金の額の算定が合理的根拠を欠くものであると直ちにいうことはできない」

この点、本判決でも触れられていますが、余剰資金は評価基準日現在の現預金残高のうち必要運転資金（事業用現預金）の額を推定し、その額を控除して算出するのが一般的であり、この場合の必要運転資金の額を推定する方法として、①対象企業の過去の現預金残高の推移を分析し必要資金を推定する方法、②売上債権、在庫、仕入債務等の支払サイトから必要現預金残高を推定する方法、③同業他社との比較分析によって必要残高を推定する方法があるとされている文献もあるところです⁴。上記A社が行った余剰現預金の算

³ 法人税基本通達でも、法人税基本通達2-3-4が準用する同通達4-1-5(4)において上記連結納税関係通達と同様の内容が定められています。

⁴ 榎谷克悦『新版 企業価値評価の実務』（清文社、2010）184頁。

定方法は、上記のいずれにも当てはまらず、余剰現預金の評価額を直接算定するものでした。もっとも、その算定に至った経緯や算定課程に不合理な点がなければ、その算定方法自体が直ちに否定されるものではないと裁判所は評価しています。

(2) CCC 指標による事業用現預金の裏付け

そして、裁判所は、上記 A 社の算定課程の合理性に加えて、S3 社の事業について、事業を円滑に遂行するためには、買掛債務の支払や棚卸資産の維持、突然の資金需要に対応するために手元に現預金を保有しておく必要性の高い事業であるとし、この事業特性により S3 社においては、CCC（キャッシュ・コンバージョン・サイクル）指標⁵によって算出された金額と同程度の現預金を、S3 社の事業に必要な現預金として保有しておくとの経営方針を採用していたと認定した上、P 社が算定した S3 社の事業用現預金の金額が S3 社の CCC 指標によって算出された金額のレンジ幅に入っていることから、その算定方法につき一定の合理性が認められるとし、S3 社の余剰現預金の額の評価額を肯定しました。

これに対し、国側は、CCC 指標に基づき算出した金額を基に DCF 法における事業用現預金の金額の額を推定することには合理性がなく、これをもって S3 社の事業用現預金の額の相当性が裏付けられるものではない旨主張しました。

しかしながら、裁判所は、①買掛金の支払や売掛金の回収にタイミングの差がある場合は、その差を埋めるために一定の現預金を保有する必要がある、そのような現預金は、事業用資産の一部となると解すべきであること、②事業用現預金の額を推定する方法として、売上債権、在庫、仕入債務等の支払サイトから必要現預金残高を推定する方法（上記 2(1)②）が挙げられていることを指摘した上で、次のように述べ、事業用現預金の額を検証する際に CCC 指標を参考とすることにも合理性があるとして、国側の主張を退けました。

この点、国側が CCC 指標によって算出された金額と事業用現預金の理論的な違いによる形式論を主張したのに対し、P 社は S3 社の事業の特性を踏まえた現実的な事業用現預金の必要性について具体的根拠をもって主張・立証したことが評価されたものと考えます。

「事業に必要な資金の水準は、債権の回収条件や債務の支払条件等によって異なるし、これを見誤った場合には経営上の重大な事態を惹起しかねないことからすると、ある企業において事業に必要な資金をいくらと見積もるかについては、当該事業の特性を踏まえた当該企業の合理的な経営判断を尊重するのが相当である」

3. 課税庁による S3 社株式の評価の合理性を否定

(1) 課税庁による S3 社株式の評価の合理性（国側主位的主張）

争点 1 につき、国側は、事業用現預金とは、事業の運営のために現預金という形態そのまま保持する必要がある手元現預金であるとした上で、S3 社の現預金の保有形態に着目して現金及び当座預金は事業用現預金とし、CMS への預け金については余剰資金の運用形態であることからその全額が余剰現預金となる旨主張しました。

しかしながら、裁判所は、CMS の仕組みから、S3 社の資金が事業に必要な資金であるか余剰資金であるかを問わず、P 社グループ内の財務拠点に開設した専用口座に集約されることになるのであるから、CMS 預

⁵ CCC 指標とは、キャッシュ化速度を可視化するための財務指標で、売掛債権 + 棚卸資産 - 買掛債務で計算される運転資本相当額をその指標の一部として用いられるものがあります。

け金について余剰資金の運用形態であると即断することは相当でないとしてしました。また、このような CMS の仕組みや CMS 預け金の利用状況から現預金の保有形態に着目して事業用現預金の額を算定し、CMS 預け金の全額を余剰現預金とした課税庁の算定方法に合理性があるということとはできないとして、国側の主張を次のように退けています。

「このように、S3 社の保有する現金及び当座預金と本件 CMS 預け金との違いは、事業に必要な資金であるか余剰資金であるかの判断に基づくのではなく、飽くまで入金タイミングという技術的な理由によるものにすぎないと解される」

「本件 CMS 預け金の普通預金からは、1 回当たり (…) を超える出金が複数回あり、1 日当たり (…) を超える出金がされた日もあったのであり、これらは S3 社の買掛債務の支払等に充てられたものと認められる。このような本件 CMS 預け金の利用状況に照らすと、処分行政庁が事業用現預金の額と判断した S3 社の現金及び当座預金の合計 (…) だけでは、同社の事業上の資金需要に対応することができないのは明らかである」

さらに、裁判所は、S3 社の保有現預金のうち、現金及び当座預金の合計のみを事業用現預金とした課税庁の判断は、上記Ⅲ2(2)の CCC 指標によって算定された金額の幅に照らしても著しく少額であり、事業の特性を十分に踏まえたものではないことから、この点からも合理性を有しないと判示しています。

(2) 本判決による S3 社株式の評価の合理性（国側予備的主張）

また、上記Ⅱ3 のとおり、本判決において、少なくとも定期預金については、余剰現預金と認められる旨示され、原処分の一部が取り消されているにもかかわらず、国側は本件の裁判においては、S1 社株式の時価が裁判所の評価額を下回ることにはない旨の主張は予備的主張とするに留め、主位的主張として判決の認定判断とは異なる独自の主張を持ち出して争いました。

この点に関して、特段争点とはなってはいませんが、国側が裁判で判決の認定判断と異なる主張をすることが判決の拘束力（国税通則法 102 条第 1 項）に反するかどうかについては、「同法 102 条 1 項は『判決は、関係行政庁を拘束する。』と規定することとどまる上、行政処分の審査請求手続と行政処分の取消訴訟手続とは全く異なる手続であるから、1 審被告らが、本件訴訟において、本件判決の認定判断と異なる主張を行ったとしても、本件判決の拘束力には何ら抵触しない」（大阪高裁平成 14 年 10 月 10 日判決・訟務月報 50 巻 7 号 2065 頁）との過去の裁判例などもあり、上記主張はこの判決の拘束力に反しないとの判断の下で国側から判決の認定判断とは異なる主位的主張がなされたものと推察されます。

以上の点はともかく、結論としては、上記予備的主張についても、裁判所は、①定期預金の満期までの期間や中途解約の際の実務的運用から定期預金と普通預金との間には、機能的に優位な差異はなく、定期預金を普通預金と区別する合理的な理由はない、②上記Ⅲ2(2)の CCC 指標によって算定された金額に照らしても、定期預金を S3 社の余剰現預金とすることは、S3 社の事業の特性とそれに基づく現預金の必要性を適切に踏まえたものとは言い難い、と判断し、本判決における判断にも合理性があるとは認められないとして国側の主張を退けました。

本判決からは、国側は現預金の保有形態などの形式面に終始した主張を行っていると読み取れるところですが、いずれも裁判所からその合理性が否定されています。この点、本判決では、定期預金相当額を余剰現預金であると認定した理由について、「本件 S3 社の評価基準日を含む相当の期間にわたって S3 社の事業に

投下されることなく保持されていたことが明らか」であるとしていますが、この点に関する実際の現預金の利用状況につき国側から補足する主張や証拠が提出されたのかは本判決からは不明です。

本件では、上記2のとおり、P社側は、S3社の事業の特性を踏まえた上で事業用資金の必要性を主張し、それを裏付ける具体的な証拠として、CCC指標の数字やCMS預け金から買掛債務の支払が実際に行われていたことなどにより事業の実体面から立証しており、その結果、裁判所からP社が採用した評価が合理性を有すると評価されたものと思われま

4. 争点2（移転価格税制と国外関連者寄附金課税の適用関係）について

本件では上記争点1及び争点2が主たる争点ですが、本判決では、上記の争点1の判断の結果、P社が行ったS3社株式の評価額（ひいてはS1社株式の評価額）を譲渡価額の時価とすることについてその合理性が認められるとする一方で、課税庁や裁判所が行った評価額を時価とすることは合理性が認められないとして、課税処分を違法と判示したことから、争点2については、その判断が示されませんでした。

この点に関し、P社からは、①国外関連者との間の資産の譲渡につき、時価との差額について国外関連者寄附金課税が適用されると解するならば、時価と独立企業間価格の双方が常に観念し得る以上、常に国外関連者寄附金課税が適用されることとなり、移転価格税制が適用される余地がなくなる、②国外関連者寄附金課税と移転価格税制の適用の選択が課税庁の自由裁量に委ねられるということも、およそ法令が予定するものではないとの主張がなされた一方⁶、国側からは、移転価格税制の規定と国外関連者に対する寄附金の損金不算入の規定は、明らかに適用要件が異なり、その適用範囲は常に一致するわけではないとして、更正処分に法令適用の誤りはないと主張がなされました。

この国側の主張だけでは、国側がこの適用関係についてどのような立場を採っているのか必ずしも明らかではありませんが、「明らかに適用要件が異なり、その適用範囲は常に一致するわけではない」との点からこれらの規定それぞれを別の要件によるものとして捉え、国外関連者寄附金課税規定の課税要件を充足するのであれば国外関連者寄附金を適用するとの立場を採っているものとも推察されます。しかしながら、国外関連者寄附金課税と移転価格税制の区分について、国税庁が公表する移転価格事務運営指針3-20（国外関連者に対する寄附金）では、それぞれの取引について、「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与または無償の供与」に該当するかどうかの区分しか示しておらず、具体的な基準は何ら示していません。このような状況では、P社が主張するように、実質的に課税庁の自由裁量による国外関連者寄附金課税と移転価格税制の適用の選択が税務調査において行われかねないという懸念は、看過し得ない問題ではないかと考えます。

IV おわりに

本判決は、冒頭に述べたとおり、グループ内の子会社株式の譲渡取引における法人税法上の取扱いに関連して、株式の時価について、そのDCF法の評価内容自体を争った初の裁判例であり、納税者と課税庁のそれぞれの余剰現預金の算定方法の合理性について判断が示されたものです。本件では、納税者は、株式の譲渡を行うに当たって、第三者である企業価値評価の専門評価機関に評価の算定を委託し、その評価に沿って申告を行ったにもかかわらず、課税庁から更正処分を受けることとなりました。

⁶ これらの他、寄附金の額の該当性として、措置法68条の88第3項の「寄附金の額」について「実質的に贈与又は無償の供与をした」場合に該当するか否かについて、その時価との間の乖離の程度や譲渡対価の決定の経緯等の諸般の事情を考慮することにより決められるべきである旨主張しましたが、この点も判断は示されませんでした。

本判決では、課税庁の DCF 法における非事業用資産（余剰現預金）の算定方法を不合理と判断し、一方で納税者の算定方法には合理性があるとしたもので、結果、納税者が全面勝訴する内容となりましたが、課税処分から本判決までに 7 年近くが経過している上、国側が控訴しているため未だ係争が続いている状況です。本件は、たとえ第三者の企業価値評価の専門家による評価報告書を入手している場合であっても、税務調査を見据えて、企業価値評価の専門家と租税法の専門家を交えた上で、納税者の採用した評価内容が客観的に見て合理的であることについて、税務調査段階で税務当局を納得させられるような精緻な理論構成とその裏付けとなる根拠資料を準備しておくことが肝要であることを示唆するものであるといえます。

また、移転価格税制と国外関連者寄附金課税のどちらを適用するかについて実務上問題となる場面が多いかと思いますが、本判決ではこの判断は示されませんでした。したがって、この点について、引き続き不安定な執行が続くことから、実務上この適用関係における納税者と課税庁の見解の相違が今後も生じるものと推察されます。

今後控訴審にて本判決の内容が維持されるのか、仮に一審とは異なる判断がなされる場合、移転価格税制と国外関連者寄附金課税の適用関係についてどのように判示されるのか、引き続きその動向について注目がされます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com